

利根町パブリックコメント実施結果表

1. パブリックコメント実施の概要			
政策等の名称	利根町空家等対策計画（第 2 期）（案）		
意見等募集期間	令和 4 年 1 2 月 1 6 日（金）から令和 5 年 1 月 1 6 日（月）まで		
意見等提出者数及び整理番号	4 名 （NO.1～NO.4-1）		
意見等提出件数	1 4 件		
2. 意見等の概要と実施機関の考え方			
NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要 （原文のまま記載しております。）	<ul style="list-style-type: none"> 意見等に対する実施機関の考え方 提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
1	全般	<p>町内に空き家が年々増加している一方、対策が従前の内容に留まっており、空き家の増加に歯止めが掛かる対策とは、思えませんでした。</p> <p>町として空き家対策として主として、現在の持ち主にどのように対処して貰いたいのが極</p>	<p>空家等の対策については、法第 3 条では、空家等の所有者の責務について「周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めるもの」と定めております。</p> <p>また、法第 12 条では、町は「所有者等による適切な管理を促進するため、情報の提供・助言、その他必要な援助を行うよう</p>

		<p>めて分かりにくいです。</p> <p>古い家屋を解体して欲しいのか、適切な管理を継続して貰えばそれで良いのか、新たな住民を獲得したいのか、町としてのスタンスが見えませんが、スタンスを明確にし、そこに合わせて重点を形成すべきです。</p>	<p>努める」と定めております。これらを踏まえて、P.23にも記載しているとおり、「適正管理」「利活用」「予防」を対策の取り組みとしています。また、所有者等に対して適正な管理に繋がる施策や助成などを今後見直し、検討してまいります。</p>
2-1	P.21 指標の設定	<p>適正管理通知等により管理不適切な状態が改善された件数が、令和3年度累計値172件とありますが、どのような状態でどのように改善されたのか、広報誌等を通じて事例を示すことが住民の意識が高まるのではないのでしょうか。</p>	<p>空家等の状況や改善事例など個人情報となりますので、個人情報保護条例に基づきながら今後、公開できるよう検討してまいります。</p>
2-2	P.27 フローチャート	<p>特定空家等に対する措置のフローチャートで、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき命令、行政代執行を行うとありますが、現実的に執行が可能なのか。</p> <p>テレビ報道でも、倒壊の恐れのある家屋でもなかなか代執行出来ない事案が紹介されました。</p>	<p>行政代執行を他市町村で実施した事例はありますが、当町で実施した事はございません。</p> <p>行政代執行の手順は、フローチャートで示しておりますが、執行に至るまでには、特定空家等の認定における建築物等について、立入調査や所有者等の詳細な現状の把握や周辺的生活環境の保全を図るためにどのような措置が必要となるかなど検討します。また、所有者等に対して行政指導（助言・指導、勧告、命令）により、所有者等自らの意思による改善を促すことから始めるので時間を要します。</p>
2-3	P.29 空家等の発生防止	<p>空家等の利活用と発生予防について、空家を発生させないということは現実的ではないと考えます。</p> <p>地域住民としても空家の発生はやむを得な</p>	<p>ご意見のとおり、空家等が増えない為にも、空家等の発生予防に繋がるよう適正な管理の必要性や利活用に繋がるような取り組みに努めてまいります。</p> <p>また、各課との連携による情報の共有や対応の整備に努めて</p>

		<p>いのではないかと、ただ、特定空家になることが迷惑であり不安なのです。</p> <p>所有者等への責任意識の育成といっても啓発と情報提供では、具体性に欠けます。</p> <p>所有者が転居する場合、必ず役場へ転居届出をするものであり、このときに残る家屋はどうか、利活用も含め確認することが所有者に意識を持たせる機会であり、この機会を捉えた指導が必要かと思えます。</p> <p>また、独居高齢者が介護施設へ入所となり、管理されないまま空家となった事例もあります。</p> <p>縦割りの行政指導ではなく、各課が連携して様々な届出の時を活用した指導体制を図る必要があると考えます。</p>	<p>まいます。</p>
3-1	表紙について	<p>表紙の町の写真の下に SDGs の目標図を記載したらどうでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>良質な住宅ストックを維持し流動化させることが SDGs につながると考えるから。</p>	<p>SDGs の目標図の記載については、町の各計画との整合性を図るため、検討の際には参考とさせていただきます。</p>
3-2	P.1 第1章 計画の趣旨	<p>(2) 計画の位置付け 図について</p> <p>上位法等については、空家等対策の推進に関する特別措置法以外の主なものは記載した方が良いのでは。</p> <p>(理由)</p>	<p>本計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づいた「空家等対策計画」であり、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、国が定めた基本指針に即した位置付けとしましたので、原文のとおりといたします。</p>

		<p>空家対策は、全国的な課題であること。また、地方自治体にとっては、地域振興や移住・定住政策を推進するうえでの重要な住宅ストックとしてとらえるべきと考えるから。</p>	
3-3	<p>P.1 第1章 計画の趣旨</p>	<p>(2) 計画の位置付け 図について</p> <p>1.利根町空家等対策計画が整合性を図る各計画(図の下部分)については、点線で囲って強調したらどうでしょうか。</p> <p>2.整合性を図る計画に利根町福祉計画を特に追加したらいかがでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>現在でさえ、高齢化率の高い利根は、団塊の世代が後期高齢者になる時期には、高齢者の一人世帯が増々多くなってくると予想されるため、居住のセーフティーネットを福祉計画と連携し図っていく必要があると思うから。</p>	<p>1.各計画の協調については、本文に各計画との整合性を図り定めるもと明記しておりますので、強調はせず、原文のとおりといたします。</p> <p>2.利根町福祉計画の追加については、P.22(6)組織体制及び役割や調整部会にも関連がありますので、見直しの際、参考とさせていただきます。</p>
3-4	<p>P.6~7 第2章 (2) 空家等の現状と実態</p>	<p>P.7 ②実態調査結果について(一戸建て)</p> <p>市街化区域と市街化調整区域に分類し、それぞれの戸数を明記したらどうでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>利活用等を行う場合の条件や基準が法的に異なってくるため。</p>	<p>利活用の際に条件や基準が違ってくるため、分類することで分かりやすくなると思いますが、各年度ごとの空家等の集計をもとに作成しておりますので、原文のとおりといたします。次回の改定時には、市街化の区分をいたします。</p>
3-5	<p>P.8 第2章 (2) 空家等</p>	<p>●空家等の分布状況の地図について</p> <p>P.7の地区別空家等の現状の地区名、境界線を入れた地図を追加したらどうでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、凡例の記載や色分けなどで分布状況が把握しやすくなりますので、検討いたします。</p>

	の現状と実態	<p>また、追加する地図は、市街化区域と市街化調整区域の色分けしていただく方がもっと判りやすく、住民に対しての啓発にもなると思うから。凡例を記載してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>町全体の空家状況が把握しやすくなるため。</p>	
3-6	<p>P.22 第3章 (6) 組織体制及び役割</p>	<p>(6) 組織体制及び役割についてのタイトルを(6)相談対応の体制と役割にした方が良いのでは。</p> <p>対応課に福祉課を追加したらいかがでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>窓口対応は、非常に重要で、今後増々高齢者からの相談が多くなると予想されるため。</p>	<p>タイトル名の修正ですが、空家等に関する相談窓口が生活環境課と位置付けており、空家等に関する様々な問題を共有し、各課で連携を取りながら対応するという意味で原文のとおりといたします。</p> <p>また、福祉課の追加については、3-3と同じ考えとなります。</p>
3-7	<p>P.28 第4章 (2) 空家等の利活用</p>	<p>次の2つの項目を追加したらいかがでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅セーフティーネットとなる空家等の利活用(住宅確保要配慮者が安心して居住できるよう) 2. 公共的仮住まいとして空家等の利活用(自然災害時等における仮住居とする) <p>(理由)</p> <p>1項・2項共に緊急事態時の住宅セーフティーネットとして利活用することにより、利根町</p>	<p>住宅セーフティーネットとしての利活用や公共的仮住居については、各関係課との調整が必要となりますので、空家等の利活用の今後の展開として参考とさせていただきます。</p>

		に居続けられるため。	
3-8	P.27 第4章 ■特定空家等に対する措置のフローチャート図	所有者の確認で、最終的に所有者等を認知することが出来なかった場合の措置をフローチャートに追加記載したらどうでしょうか。 (理由) 所有者の調査を行なっても、色々な複雑な理由により所有者の認知に至らない場合もありうる。これらを想定して、法第14条の10項により最終措置として、略式代執行が記載されているため。	ご意見のとおり、所有者等が確知することができない場合の措置として、フローチャート図を修正いたします。
3-9	P.29 第4章 (3)空家等の発生予防	下線部をこのようにしたらいかがでしょうか。 ■所有者等への意識の啓発 空家等の発生を未然に防ぐために、所有者等に <u>意識の啓発</u> を行います。 (理由) 少子高齢化等により、当初の都市計画と現在の需要と供給のバランスが崩れた等、社会環境の変化もあるため、具体的な啓発を行っていく必要がある。	空家等の発生を未然に防ぐためにも、所有者等が建物等に対する責任を意識してもらうために、啓発・情報提供・予防策の検討とした取組みといたしましたので、原文のとおりといたします。
4-1	P.1 第1章	第1期計画では、「空家等の対策」について、①空家の調査、②空家等の予防・適正管理、③特定空家への対応、④空家の活用促進や相談を掲げている。	第1期計画で掲げた対策や推進の取組状況及び実績を分析し、それを踏まえて、「課題の整理」(P.19)、「空家等対策の方針」(P.20)と「指標の設定」(P.21)といたしました。また、第2期計画は、第1期計画の取組みに加え、所有者等・行政・町

	<p>その取り組み状況について第2期案の末尾資料として、諸調査の数字のみ掲載されている。第1期の対策や推進体制についての結果やその分析、総括などは何らコメントがない。</p> <p>計画の継続性を確保するのであれば、第1期の計画で、何が出来て何が出来なかったのか、対策を実施した結果、どんな成果があり、何がこれからの課題として見えてきたのか、第2期に継続的に取り組むべき対策は何か、等々の評価をしたうえでそれを町民に周知して、第2期の計画を検討し示すべきではないか。</p>	<p>民・関係機関・団体・事業者等と連携し多面的に各種施策を進めることと考えておりますので、ご理解ください。</p>
--	---	--